

# 無料低額診療事業について

## ● どのような方が対象になる可能性がありますか ●

- 生活保護基準に該当もしくはそれを若干上回る方
- 市町村民税非課税世帯の方、短期国民健康保険証をお持ちの方
- 無保険の方、行路病人（行き倒れ）およびホームレスの方
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、失業等で診療費の支払いが困難な方
- その他経済的理由により診療費の支払いが困難な方

## ● 制度を利用するにはどうすればいいのですか ●

まずは医療ソーシャルワーカーまでご連絡ください。

ご相談をお受けした後、院内規定により必要書類を作成し減免申請を行います。

※必要に応じて収入や支出のわかる明細を確認させていただきます。

知り得た個人情報は厳重に管理いたします。

## ● 免除の範囲は ●

### [免除されるもの]

- 診療費（入院・外来）
- 保険外診療の内、当院で定めたもの
- その他必要と認めるもの

### [免除とならないもの]

- 入院時の食事代 自己負担費用
- 差額室料他 保険外の費用
- 調剤薬局で受け取る薬の費用

## ● お問い合わせ先 ●

済生会今治病院 本館1階 総合医療支援室  
今治市喜田村7丁目1番6号

TEL(0898)47-6048(直通)

済生会今治第二病院 1階 医療福祉連携室  
今治市北日吉町1丁目7番43号

TEL(0898)23-0100